

千曲市告示第36号

千曲市木造住宅・避難施設耐震診断士派遣事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月14日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市木造住宅・避難施設耐震診断士派遣事業実施要綱の一部を改正する告示

千曲市木造住宅・避難施設耐震診断士派遣事業実施要綱（平成26年千曲市告示第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「耐震改修等」を「耐震改修」に改める。

第2条第5号中「又は除却工事」を削る。

第3条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の千曲市木造住宅・避難施設耐震診断士派遣事業実施要綱の規定は、施行の日以後の申込みに係るものから適用し、施行の日前までの申込みに係るものについては、なお従前の例による。